

劇場・音楽堂を構想しよう

茅野市民館コアアドバイザー
徳永高志

日本の劇場・音楽堂

2012年によくできた法的根拠

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」

←→図書館・公民館・博物館(美術館を含む)

いわゆる公立文化施設は、高度経済成長期とバブル経済期に急増

現在は、その改修に時期に来ているが、多額なお費用が必要なために閉館する事例も

→青山劇場など

「平成26年ショック」のなかで大規模改修は可能か？

芝居小屋と公立文化施設の断絶

明治維新後、とくに20世紀に入る頃から地方においても芝居小屋が急増

→内子座や寿楽座

～「娯楽の殿堂」。自主的な経営。

一方、19世紀末から、地域の篤志家の寄付等により、「公会堂」の建設が進む。

～「歌舞音曲を考慮してはならない」

戦後の公立文化施設は、「公会堂」の系譜を踏み、芝居小屋は否定。



日比谷公会堂(1929年)と
内子座(1916年)



自治体規模と文化施設の規模

自治体規模(人口等)と文化施設規模は比例？

愛媛県—愛媛県民文化会館(3000人)

松山市民会館(1800人)

西条総合文化会館(1100人)

創造型の文化施設では

静岡芸術劇場(SPAC)(400席)

兵庫県立尼崎青少年創造劇場「ピッコロシアター」
(400席)

山口県民芸術文化ホールながと「ルネッサながと」(500
席)



ルネッサながと
と静岡芸術劇場

